

昭和八年法律第十一号

船舶安全法

- | | |
|---------------|------------------------------------------------------------------|
| 第一回 | 船舶ノ施設（第一条—第二十五条） |
| 第二回 | 小型船舶検査機構 |
| 第一節 | 総則（第二十五条の二—第二十五条の八） |
| 第二節 | 設立（第二十五条の九—第二十五条の十四） |
| 第三節 | 管理（第二十五条の十五—第二十五条の二十六） |
| 第四節 | 業務（第二十五条の二十七—第二十五条の三十二） |
| 第五節 | 財務及び会計（第二十五条の三十三—第二十五条の三十八） |
| 第六節 | 監督（第二十五条の三十九—第二十五条の四十） |
| 第七節 | 解散（第二十五条の四十一—第二十五条の四十二） |
| 第八節 | 罰則（第二十五条の四十三—第二十五条の四十五） |
| 第三章 | 登録検定機関等 |
| 第一節 | 登録検定機関（第二十五条の四十六—第二十五条の六十六） |
| 第二節 | 登録検査確認機関（第二十五条の六十七—第二十五条の六十八） |
| 第三節 | 船級協会（第二十五条の六十九—第二十五条の七十二） |
| 第四章 | 雑則（第二十六条—第二十九条ノ八） |
| 附則 | |
| 第一章 | 船舶ノ施設 |
| 第一条 | 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ |
| 第二条 | 船舶ハ左ニ掲タル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス |
| 一 船体 | |
| 二 機関 | |
| 三 帆装 | |
| 四 排水設備 | |
| 五 操舵、繫船及揚錨ノ設備 | |
| 六 救命及消防ノ設備 | |
| 七 居住設備 | |
| 八 衛生設備 | |
| 九 航海用具 | |

十一 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備

第三条 左ニ掲タル船舶ハ國土交通省令ノ定ムル所ニ依リ滿載吃水線ヲ標示スルコトヲ要ス但シ潛水船其ノ他國土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ
一 遠洋区域又ハ近海区域ヲ航行区域トスル長サ二十四メートル以上ノ船舶
二 沿海区域ヲ航行区域トスル長サ二十噸以上ノ漁船
三 総噸数二十噸以上ノ船舶

第四条 船舶ハ國土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ航行スル水域ニ応ジ電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)ニ依ル無線電信又ハ無線電話ニシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ陸上ノ間ニ於テ相互ニ行フ無線通信ニ使用シ得ルモノ(以下無線電信等ト称ス)ヲ施設スルコトヲ要ス但シ航海ノ目的其ノ他ノ事情ニ依リ國土交通大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ハ第二条第二項ニ掲タル船舶其ノ他無線電信等ノ施設ヲ要セザルモノトシテ國土交通省令ヲ以テ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ
第五条 船舶所有者ハ第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同項各号ニ掲タル事項、第三条ノ船舶ニ付満載吃水線、前条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付無線電信等ニ關シ國土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ別ニ依ル検査ヲ受ケバシアルメテ航行ノ用ニ供スルトキ又ハ第十条ニ規定スル有効期間満了シタルトキ行フ精密ナル検査(定期検査)
二 定期検査ト定期検査トノ中間ニ於テ國土交通省令ノ定ムル時期二行フ簡易ナル検査(中間検査)
三 第二条第一項各号ニ掲タル事項又ハ無線電信等ニ付國土交通省令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスル

トキ其ノ他国土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査（臨時検査）

五 行ノ用ニ供スルトキ行フ検査（臨時航行検査）
第六条 国土交通大臣ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ中間検査ヲ受クルコトヲ免除スルコトヲ得
トル以上ノ船舶ノ製造者ハ第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同条第一項第一号、第二号及第四号ニ掲タル事項、第三条ノ船舶ニ付満載吃水線ニ関シ船舶ノ製造ニ著手シタル時ヨリ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ検査（製造検査ヲ受クベシ但シ国土交通大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
本法施行地ニ於テ製造スル長サ三十メートル未満ノ船舶及本法施行地外ニ於テ製造スル船舶ノ製造者ハ其ノ船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ製造検査ヲ受クルコトヲ得
第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノハ備附クベキ船舶ノ特定前トモニ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ得
前三項ノ規定ニ依ル検査二合格付テハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査二合格シタル事項ニ限ル）ヲ省略ス
第六条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造工事又ハ第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ノ工事（以下改造修理工事ト称ス）ノ能力ニ付事業提定スル国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ每二行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ該認定ニ係ル製造工事又ハ改造修理工事ヲ行ニ認シタルトキハ其ノ製造工事又ハ改造修理工事ニ付第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査（特別検査）

第六条ノ三 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル
事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ム

第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク次第第二項ヲ除キ以下同ジニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該整備規程ニ從ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎二行ノ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ当該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ當該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日内二行ノ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハノ限ニ在ラズ

第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ状態ヲ遠隔カラ監視スル為ノ設備、機器又ハ装置（以下設備等ト称ス）ノ製造者ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該設備等ノ運用ニ付運用規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該運用規程ニ從ヒ設備等ヲ用ヒテ船舶ノ航行ヲ支援スル業務ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノ（以下遠隔支援業務ト称ス）ヲ行フ者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ船舶又ハ遠隔支援業務ヲ行フ能力ニ付事業場毎二行ノ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケルコトヲ得

遠隔支援業務ニ付前項ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ製造者ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該遠隔支援業務ニ付同項ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ認定ヲ受ケタル事業場ニ於テ遠隔支援業務ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ当該整備規程ニ適合シテ為シタルコトヲ管海官厅ガ確認シタルトキハ當該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条第一項ノ検査（臨時航行検査及特別検査ヲ除ク）ヲ省略ス

ヲ受ケタル者（以下登録検定機関ト称ス）又ハ
次章ノ規定ニ依ル小型船舶検査機構ノ検定ヲ受
ケ之二合格シタルトキハ當該船舶又ハ物件ニ付
国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条ノ検査
（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査ヲ省略ス
前項ノ規定ニ依ル型式承認ヲ受ケ且第六条ノ
二ノ規定ニ依リ當該型式承認ニ係ル船又ハ物件
件ノ製造工事ノ能力ニ付国土交通大臣ノ認定ヲ
受ケタル者ガ當該船舶又ハ物件ヲ製造シ且国土
交通省令ノ定ムル所ニ依リ當該船舶又ハ物件ガ
同項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル型式ニ適合シ
タルモノナルコトヲ確認シタルトキハ同項ノ規
定ニ依ル検定ニ合格シタルモノト看做ス
第六条ノ六 第二十五条の六十七及第二十五条の
六十八ニ於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規
定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以
下登録検査確認機関ト称ス）ガ国土交通省令ノ
定ムル所ニ依リ総噸數二十噸未満ノ船舶（以下
小型船舶ト称ス）ニシテ国土交通省令ヲ以て定
ムルモノノ検査ヲ行ヒ且當該小型船舶ガ第二条
第一項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省
令・農林水産省令ノ規定ニ適合スルコトヲ確認
シタルトキハ當該小型船舶ニ付国土交通省令
定ムル所ニ依リ其ノ後三十日内二行フ中間検査
ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ二臨時検査ヲ受ケベキ
事由ノ生ジタル小型船舶ニ付テハ此ノ限ニ在
ラズ
第七条 第五条又ハ第六条第一項若ハ第二項ノ規
定ニ依ル検査ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合
ヲ除クノ外船舶ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之
ヲ行フ
第六条第三項ノ規定ニ依ル検査ハ當該物件ノ
所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ
第六条ノ四第二項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行
フ確認ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除ク
ノ外船舶ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁及当該遠
隔支援業務ヲ行フ事業場ノ所在地ヲ管轄スル管
海官庁之ヲ行フ
第七条ノ二 小型船舶三係ル本章ニ定ムル検査
(特別検査及再検査ヲ除ク)ニ關スル事務(國
土交通省令ヲ以て定ムル小型船舶ニ係ルモノヲ
除ク以下小型船舶検査事務ト称ス)ハ次章ノ規
定ニ依リ小型船舶検査機構ガ設立セラレタルト
キハ小型船舶検査機構ニ之ヲ行ハシム此ノ場合

二於テ次条、第九条、第十条ノ二及第十二条中
管海官庁トアルハ小型船舶検査機構トス
天災其ノ他ノ事由ノ生ジタルニ因リ小型船舶
検査機構ニ於テ小型船舶検査事務ヲ円滑ニ執行フ
スルコト能ハザルニ至リタル場合ニシテ国土交
通大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前条ノ規
定ニ依リ管海官庁亦之ヲ行フ
第八条 第二十五条の六十九及第二十五条の七
ニ於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依
リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会（以
下单ニ船級協会ト称ス）ノ検査ヲ受ケ船級ノ登
録ヲ為シタル船舶ニシテ旅客船（十二人ヲ超ニ
ル旅客定員ヲ有スル船舶ヲ謂フ以下同ジ）ニ非
ザルモノハ其ノ船級ヲ有スル間第二条第一項各
号ニ掲タル事項、満載喫水線及無線電信等ニ關
シ特別検査以外ノ管海官庁ノ検査（国土交通省
令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ受ケ之二合格シ
タルモノト看做ス
第九条 管海官庁ハ定期検査ニ合格シタル船舶三
対シテハ其ノ航行区域（漁船二付テハ從業制
限）、最大搭載人員、制限汽圧及満載吃水線ノ
位置ヲ定メ船舶検査証書及船舶検査渡票（小型
船舶ニ限ル）ヲ交付スベシ
管海官庁ハ臨時航行検査ニ合格シタル船舶三
対シテハ臨時航行許可証ヲ交付スベシ
管海官庁ハ第六条ノ規定ニ依ル検査ニ合格シ
タル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格證明書ヲ交付
シ又ハ証印ヲ附スベシ
第六条ノ五第二項ニ規定スル者ハ同項ノ規定
ニ依リ確認シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ國土
交通省令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ
前条ノ船舶ニ付船級協会ノ定メタル制限汽圧
及満載吃水線ノ位置ハ管海官庁ニ於テ之ヲ定メ
タルモノト看做ス
第十条 船舶検査証書ノ有効期間ハ五年トス但シ
旅客船ヲ除キ平水区域ヲ航行区域トスル船舶又
ハ小型船舶ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムル干
ノニ付テハ六年トス
船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於
テ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ定期検査ヲ
受クルコト能ハザル船舶ニ付テハ當該船舶検査
証書ハ其ノ有効期間満了後三月迄ハ仍其ノ効力
ヲ有ス此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ国土交通
省令ヲ以テ之ヲ定ム

定期検査ノ結果第一項ノ規定ニ依ル船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ当該検査ノ結果第一項ノ規定ニ依ル船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ船舶ニシテ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ從前ノ船舶検査証書ハ同項ノ規定ニ拘ラズ當該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付迄ノ間五月ヲ限り仍其ノ効力ヲ有ス

左ニ掲グル場合ニ於ケル船舶検査証書ノ有効期間ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ從前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了日ノ翌日ヨリ起算シ五年ヲ経過スル日迄ノ期間トス

一 従前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了日前三ヶ月以内ニ受ケタル定期検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受ケタルトキ

二 第二項又ハ前項ノ規定ニ依リ從前ノ船舶検査証書仍其ノ効力ヲ有スルコトトセラレタルトキ

船舶検査証書ハ中間検査、臨時検査又ハ特別検査ニ合格シザル船舶ニ付テハ之ニ合格スル迄ノ効力ヲ停止ス

第三項乃至第四項ノ規定ニ拘ラズ第八条ノ船舶ノ受有スル船舶検査証書ハ其ノ船舶ガ当該船舶ノ登録ヲ抹消セラレ又ハ旅客船ト為リタルトキハ其ノ有効期間満了ス

第十一条ノ二 管海官庁ハ船舶ノ検査ニ關スル事項ヲ記録スル為最初ノ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテ船舶検査手帳ヲ交付スベシ

第十一条ノ三 船舶検査証書、船舶検査済票、臨時航行許可證及船舶検査手帳ノ船舶ニ于ケル備置又ハ掲示ニ關シ必要ナル事項ハ国土交通省令ノ以テ之ヲ定ム

第十二条 管海官庁ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ不服アルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ關スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日内ニ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ關係部分ノ原状復元ヲ得

再検査又ハ再検定ヲ申請シタル者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ關係部分ノ原状復元ヲ得

第一項ノ検査又ハ検定ニ対シ不服アル者ハ国土交通大臣ノ規定ニ依ルコトニ依リテノミ之ヲ得

第十二条	管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ該官吏ヲシテ船舶又ハ第六条ノ二乃至第六条ノ四ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スペキ証票ヲ携帶スベシ
第十三条	管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二乃至第六条ノ二乃至第六条ノ四ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ノ命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムルコトヲ得
第十四条	船舶乗組員二十人未満ノ船舶ニ在リテハ其ノ二分ノ一以上、其ノ他のノ船舶ニ在リテハ乗組員十人以上ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶ノ堪航性又ハ居住設備衛生設備等ノ他ノ処分ヲ為スコトヲ得
第十五条	船舶乗組員二十人未満ノ船舶ニ在リテハ其ノ二分ノ一以上、其ノ他のノ船舶ニ在リテハ乗組員十人以上ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶ノ堪航性又ハ居住設備衛生設備等ノ他ノ命ノ安全ニ関スル設備ニ付重大ナル欠陥アル旨ヲ申立テタル場合ニ於テハ管海官庁ハ其ノ事実ヲ調査シ必要アリト認ムルトキハ前条第三項ノ処分ヲ為スコトヲ要ス
第十六条	国土交通大臣ニ於テ第二十九条ノ七第三号ニ掲グ船舶ノ所属地ノ本法ニ該当スル法令ヲ相當ト認メタルトキハ之ニ基キタル船舶ノ堪航性又ハ人命ノ安全ニ関スル証書ハ本法ニ依リ交付シタル証書ト同一ノ効力ヲ有ス 前項ノ規定ハ本法ニ依リ交付シタル証書ノ効力ヲ認メザル國ニ属スル船舶ニ付テハ之ヲ適用セズ
第十七条	満載吃水線ノ標示ヲ隱蔽、変更又ハ抹消シタル者ハ五十万円以下ノ罰金三処ス
第十八条	船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノ一二該当スルトキハ當該違反行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ五十万円以下ノ罰金三処ス 一 國土交通省令ノ定ムル場合ヲ除キ船舶検査証書又ハ臨時航行許可証ヲ受有セザル船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ

二 航行区域ヲ超エ又ハ從業制限ニ違反シテ船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ
三 制限汽圧ヲ超エテ汽罐ヲ使用シタルトキ
四 最大搭載人員ヲ超エテ旅客其ノ他ノ者ヲ搭載シタルトキ
五 満載吃水線ヲ超エテ載荷シタルトキ
六 無線電信等ノ施設ヲ要スル船舶ヲ其ノ施設ナクシテ航行ノ用ニ供シタルトキ
七 中間検査又ハ特別検査ヲ受ケベキ場合ニ於テ之ヲ受ケザル船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ
八 前各号ノ外船舶検査証書又ハ臨時航行許可証ニ記載シタル条件ニ違反シテ船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ
九 第五条ノ検査ヲ受ケタル後第二条第一項各号ニ掲タル事項若ハ無線電信等ニ付第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル改造一項若ハ修理ヲ行ヒタル場合又ハ同号ノ国土交通省令ノ定ムルトキニ該当スル場合ニ於テ臨時検査ヲ受ケザル船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ
船長前項各号ニ掲タル違反行為ヲ為シタルトキハ船長ヲ罰スルノ外船舶所有者ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス
船長以外ノ船舶乗組員第一項各号ニ掲タル違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外船舶所有者ノ従業者(船舶乗組員ヲ除ク)船舶所有者ノ業務ニ關シ第一項各号ニ掲タル違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ船舶所有者ニシテ同項ノ罰金刑ヲ科ス
船舶所有者ノ代表者、代理人、使用人其ノ他の従業者(船舶乗組員ヲ除ク)船舶所有者ノ業務ニ關シ第一項各号ニ掲タル違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ船舶所有者ニシテ同項ノ罰金刑ヲ科ス
第十九条 証偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ船舶検査証書、船舶検査済票、臨時航行許可証又ハ合格證明書ヲ受ケタルトキハ當該違反行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ五十万円以下ノ罰金ニ處ス
第二十条 船舶所有者又ハ船長第十二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ第五項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対シテ第九条第五項ノ標示ヲ附シタルトキハ當該違反行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ拘禁刑又ハ三十万円以下ノ罰金ニ處ス
船舶所有者又ハ船長第十二条又ハ第十三条ノ規定ニ依リ違反シタルトキハ當該違反行為ヲ為シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ

第二十一条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ為シタルトキハ當該違反行為ヲ為シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十二条 船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二乃至第六条ノ四ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者第十二条第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ當該違反行為ヲ為シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十三条 船舶乗組員虚偽ノ申立ヲ為シ管海庁ヲシテ第十三条ノ規定ニ依ル調査ヲ為シタルトキハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十四条 第十条ノ三ニ規定スル国土交通省令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得
前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三十万円以下ノ罰金トス

第二十五条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ事業務ニ關シ第十九条乃至第二十二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金ヲ科ス

第二章 小型船舶検査機構

(目的) 第一節 総則

第二十五条の二 小型船舶検査機構は、小型船舶検査事務等を行うことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することを目的とする。

2 小型船舶検査機構は、前項に規定するもののほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）に基づき、船舶用原動機放出量確認等事務を行うことを目的とする。

3 小型船舶検査機構は、前二項に規定するもののはか、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号。以下「小型船舶登録法」という。）に基づき、登録測度事務を行うことを目的とする。

(法人格)

第二十五条の三 小型船舶検査機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

(数)

第二十五条の四 機構は、一を限り、設立されるものとする。

第二十五条の五 削除

第二十五条の六 機構は、その名称中に小型船舶検査機構という文字を用いなければならない。

第二十五条の七 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第二十五条の八 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

（登記）

第二節 設立

（発起人）

第二十五条の九 機構を設立するには、船舶の堪能性及び人命の安全の保持について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。
（設立の認可等）

第二十五条の十 発起人は、定款及び事業計画書を国土交通大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならぬ。

3 第一項の事業計画書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

第二十五条の十一 国土交通大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

1 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
2 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

3 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

4 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行なわれ、小型船舶の堪能性及び人命の安全の保持に資することが確実であると認められること。

第二十五条の十二	
(事務の引継ぎ)	削除
第二十五条の十三	設立の認可があつたときは、 発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長 となるべき者に引き継がなければならない。 (設立の登記)
第二十五条の十四	理事長となるべき者は、前条 の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅 滞なく、政令で定めるところにより、設立の登 記をしなければならない。
2 機構は、設立の登記をすることによつて成立 する。	
第三節 管理	
(定款記載事項)	
第二十五条の十五	機構の定款には、次の事項を 記載しなければならない。
一 目的	
二 名称	
三 事務所の所在地	
四 役員の定数、任期、選任方法その他役員に 関する事項	
五 評議員会に関する事項	
六 業務及びその執行に関する事項	
七 財務及び会計に関する事項	
八 定款の変更に関する事項	
九 公告の方法	
2 機構の定款の変更は、国土交通大臣の認可を 受けなければ、その効力を生じない。 (役員)	
第二十五条の十六	機構に、役員として、理事 長、理事及び監事を置く。 (役員の職務及び権限)
第二十五条の十七	理事長は、機構を代表し、そ の業務を総理する。
2 理事は、定款で定めるところにより、理事長 を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故 があるときはその職務を代理し、理事長が欠員 のときはその職務を行なう。	
3 監事は、機構の業務を監査する。	
4 3 監事は、監査の結果に基づき、必要があると 認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見 を提出することができる。 (役員の欠格条項)	
第二十五条の十八	次の各号の一に該当する者 は、役員となることができない。 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者 を除く。）

<p>二 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様以上の職権又は支配力を有する者を含む。）等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>第二十五条の十九 機構は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>（役員の選任及び解任）</p> <p>第二十五条の二十 役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 国土交通大臣は、役員が、この法律、海洋汚染等防止法若しくは小型船舶登録法若しくはこれら法律に基づく命令若しくは処分、定款、業務方法書、第二十五条の二十九第一項に規定する検査事務規程、第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務の実施に関する規程、海洋汚染等防止法第十九条の十一第一項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務規程若しくは小型船舶登録法第二十二条第一項に規定する登録測度事務規程に違反する行為をしたとき、又は機構の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 國土交通大臣は、役員が第二十五条の十八各号のいずれかに該当するに至つた場合において機構がその役員を解任しないとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。</p> <p>（役員の兼職禁止）</p> <p>第二十五条の二十一 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に從事してはならない。ただし、国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（代表権の制限）</p> <p>第二十五条の二十二 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。</p> <p>（評議員会）</p> <p>第二十五条の二十三 機構に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。</p>	<p>二 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>第二十五条の十九 機構は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>（役員の選任及び解任）</p> <p>第二十五条の二十 役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 国土交通大臣は、役員が、この法律、海洋汚染等防止法若しくは小型船舶登録法若しくはこれら法律に基づく命令若しくは処分、定款、業務方法書、第二十五条の二十九第一項に規定する検査事務規程、第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務の実施に関する規程、海洋汚染等防止法第十九条の十一第一項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務規程若しくは小型船舶登録法第二十二条第一項に規定する登録測度事務規程に違反する行為をしたとき、又は機構の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 國土交通大臣は、役員が第二十五条の十八各号のいずれかに該当するに至つた場合において機構がその役員を解任しないとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。</p> <p>（役員の兼職禁止）</p> <p>第二十五条の二十一 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に從事してはならない。ただし、国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（代表権の制限）</p> <p>第二十五条の二十二 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。</p> <p>（評議員会）</p> <p>第二十五条の二十三 機構に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。</p>
<p>3 2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。（職員の任命）</p> <p>第二十五条の二十四 機構の職員は、理事長が任命する。（職員の兼職禁止）</p>	<p>2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。（職員の任命）</p> <p>第二十五条の二十五 職員は、船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を經營し、これらの事業の業務に從事し、又はこれらの事業を經營する者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。</p>
<p>第二十五条の二十六 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第四節 業務</p>	<p>第二十五条の二十六 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第四節 業務</p>
<p>2 業務方法書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>（検査事務規程）</p> <p>第二十五条の二十九 機構は、小型船舶検査事務の開始前に、小型船舶検査事務の実施に関する規程（以下「検査事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>これに変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>国土交通大臣は、前項の認可をした検査事務規程が小型船舶検査事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その検査事務規程を変更すべきことを命ずることができるもの。</p>	<p>2 業務方法書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>（検査事務規程）</p> <p>第二十五条の二十九 機構は、小型船舶検査事務の開始前に、小型船舶検査事務の実施に関する規程（以下「検査事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>これに変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>国土交通大臣は、前項の認可をした検査事務規程が小型船舶検査事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その検査事務規程を変更すべきことを命ずることができるもの。</p>
<p>2 業務方法書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。</p>	<p>2 業務方法書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。</p>
<p>（財務諸表）</p>	<p>（財務諸表）</p>
<p>第二十五条の三十五 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第二十五条の三十四 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p>
<p>（予算等の認可）</p>	<p>（予算等の認可）</p>
<p>第二十五条の三十六及び三十七 機構は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。</p>	<p>（監督命令）</p>
<p>（監督命令）</p>	<p>（監督命令）</p>
<p>第二十五条の三十九 国土交通大臣は、この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p>	<p>（監督命令）</p>
<p>（報告及び検査）</p>	<p>（報告及び検査）</p>
<p>第二十五条の四十 国土交通大臣は、この法律、海洋汚染等防止法又は小型船舶登録法を施行する。</p>	<p>（報告及び検査）</p>

るため必要があると認めるときは、機構に対し
その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、
機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務
の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査
させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする場合におい
ては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯
し、かつ、関係者の請求があるときは、これを
提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

第七節 解散

(解散) 第二十五条の四十一 機構の解散については、別
に法律で定める。

第二十五条の四十二 削除
(罰則)

第二十五条の四十三 第二十五条の四十第一項の
規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
場合には、その違反行為をした機構の役員又は
職員は、三十万円以下の罰金に処する。
2 第二十五条の四十第一項の規定による検査を
拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下
の罰金に処する。

第二十五条の四十四 第二十五条の六第二項の規
定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処す
る。

2 第二十五条の規定は、前項の違反行為につい
て準用する。

第二十五条の四十五 次の各号のいずれかに該当
する場合には、その違反行為をした機構の役員
は、二十万円以下の過料に処する。

1 この章の規定により国土交通大臣の認可又
は承認を受けなければならない場合において、
その認可又は承認を受けなかつたとき。
2 第二十五条の七第一項の規定による政令に
違反して登記することを怠つたとき。
3 第二十五条の二十七に規定する業務以外の
業務を行つたとき。

第三章 登録検定機関等

(登録)

第一節 登録検定機関

第二十五条の四十六 第六条ノ五第一項の規定に
よる登録(以下この節において単に「登録」と
いふ。)は、同項の規定による検定を行おうと
する者の申請により行う。

(登録の要件等) 第二十五条の四十七 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件すべてに適合しているときは、そ
の登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、國土交通省令で定める。
1 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を
用いて検定を行うものであること。
2 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識
経験を有する者が検定を行うものであるこ
と。
イ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項
に係る物件の製造、改造、修理又は整備に
関する研究、設計、工事の監督又は検査に
ついて、別表第二の上欄に掲げる学歴の区
分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年
数以上の実務の経験を有すること。
ロ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項
に係る物件の製造、改造、修理又は整備に
関する研究、設計、工事の監督又は検査に
ついて六年以上の実務の経験を有するこ
と。
ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経
験を有すること。
三 登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号
に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、
改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業と
する者(以下この号及び第二十五条の五十三
第二項において「船舶関連事業者」という。)
に支配されているものとして次のいずれかに
該当するものでないこと。
イ 登録申請者が株式会社である場合にあつ
ては、船舶関連事業者がその親法人(会社
法(平成十七年法律第八十六号)第八百七
十九条第一項に規定する親法人をいい、当
該登録申請者が外国にある事務所において
検定に係る業務(以下「検定業務」とい
う。)を行おうとする者である場合にあつ
ては、外國における会社法の親法人に相当
するものを含む。)であること。
ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第
五百七十五条第一項に規定する持分会社を
いう。)にあつては、業務を執行する社員
に占める船舶関連事業者の役員又は職員
(過去二年間に当該船舶関連事業者の役員
の申請により行う。

第二十五条の四十八 第二十五条の五第一項の規定に
よる登録(以下この節において単に「登録」と
いふ。)は、同項の規定による検定を行おうと
する者の申請により行う。

又は職員であつた者を含む。)の割合が二
分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表
権を有する役員)が、船舶関連事業者の役
員又は職員(過去二年間に当該船舶関連事
業者の役員又は職員であつた者を含む。)
であること。

国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号の
いずれかに該当するときは、登録をしてはなら
ない。
1 この法律又はこの法律に基づく命令に違反
し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終
わり、又は執行を受けることがなくなつた日
から二年を経過しない者
2 第二十五条の五十八第一項又は第二項の規
定により登録を取り消され、その取消しの日
から二年を経過しない者
3 法人であつて、その業務を行う役員のうち
に前二号のいずれかに該当する者があるもの
登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事
項を記載してするものとする。
一 登録年月日及び登録番号
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並
びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録を受けた者が検定を行う事業所の所
在地
四 前三号に掲げるもののほか、國土交通省令
で定める事項
(登録の更新)
第二十五条の四十九 登録は、三年を下らない政
令で定める期間ごとにその更新を受けなければ
ば、その期間の経過によつて、その効力を失
う。前二条の規定は、前項の登録の更新について
準用する。
(検定の義務)
第二十五条の五十 登録検定機関は、検定を行
うことを求められたときは、正当な理由がある
場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければな
らない。

2 登録検定機関は、公正に、かつ、第二十五条
の四十七第一項第一号及び第二号に掲げる要件
に適合する方法により検定を行わなければな
らない。

3 登録検定機関は、検定を行おう場合における當
該電磁的記録を含む。次項、第二十五条の五十
八第二項第四号及び第二十五条の六十六におい
て「財務諸表等」という。を作成し、國土交
通省に提出する。

するときは、当該事務を検定員に行わせなけれ
ばならない。

4 第二十五条の三十第三項から第五項までの規
定(外国にある事務所において検定業務を行
う。)にあつては、同条第四項を除く。)は、前
項の検定員について準用する。

(登録事項の変更の届出)
第二十五条の五十一 登録検定機関は、第二十五条
の四十七第三項第二号から第四号までに掲げる
事項を変更しようとするときは、変更しようと
する日の二週間前までに、國土交通大臣に届け
出なければならない。

通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。船舶関連事業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げた請求をすることができる。ただし、第二号又は第三号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されたときは、当該書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

二 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

四 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

五 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

六 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

七 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

八 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

九 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十一 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十二 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十三 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十四 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十五 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十六 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十七 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十八 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

十九 前号の書面の閲覧又は原本又は抄本の請求

のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
二 第二十五条の四十九第四項において準用する第二十五条の三十第四項の規定による命令に違反したとき。
三 第二十五条の五十、第二十五条の五十二、第二十五条の五十三第一項又は次条の規定に違反したとき。
四 第二十五条の五十一第一項の規定により認められた検定業務規程によらないで検定を行つたとき。
五 第二十五条の五十一第三項の規定による命令に違反したとき。
六 正当な理由がないのに第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
七 第二十五条の五十五又は第二十五条の五十号のいずれかに該当するとき。
八 不正の手段により登録を受けたとき。

国土交通大臣は、外国登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号、第三号（第二十五条の五十三第一項に係る部分を除く。）、第四号又は第八号のいずれかに該当するとき。

二 前条の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十第四項、第二十五条の五十一第二項、第二十五条の五十五又は第二十五条の五十六の規定による請求に応じなかつたとき。

三 国土交通大臣が、外国登録検定機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて検定業務を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）
四 第二十五条の五十六 国土交通大臣は、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）が第二十五条の四十九の規定に違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）
五 第二十五条の五十六 国土交通大臣は、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）が第二十五条の五十一第三項、第二十五条の五十五及び前条の規定によつて準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録の取消し等）

第二十五条の五十八 国土交通大臣は、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）が次の各号

のいづれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第二十五条の四十九第四項において準用する第二十五条の三十第四項の規定による命令に該当するに至つたとき。
二 第二十五条の四十九第四項において準用する第二十五条の三十第四項の規定による命令に違反したとき。
三 第二十五条の五十、第二十五条の五十二、第二十五条の五十三第一項又は次条の規定に違反したとき。
四 第二十五条の五十一第一項の規定により認められた検定業務規程によらないで検定を行つたとき。
五 第二十五条の五十一第三項の規定による命令に違反したとき。
六 正当な理由がないのに第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
七 第二十五条の五十五又は第二十五条の五十号のいずれかに該当するとき。

国土交通大臣は、外国登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号、第三号（第二十五条の五十三第一項に係る部分を除く。）、第四号又は第八号のいずれかに該当するとき。

二 前条の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十第四項、第二十五条の五十一第二項、第二十五条の五十五又は第二十五条の五十六の規定による請求に応じなかつたとき。

三 国土交通大臣が、外国登録検定機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて検定業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

（改善命令）
四 第二十五条の五十七 第二十五条の三十第四項、第二十五条の五十一第三項、第二十五条の五十五及び前条の規定は、外国登録検定機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

五 第二十五条の五十八第二項の規定により登録を取り消したとき。
（罰則）
第二十五条の六十三 第二十五条の五十八第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（帳簿の記載）

登録検定機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告の微収）
第二十五条の五十九 登録検定機関は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）
第二十五条の六十 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

（立入検査）
第二十五条の六十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、虚偽の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（立入検査）
第二十五条の六十二 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第二十五条の五十の規定による届出があつたとき。

三 第二十五条の五十二の規定による許可をしたとき。

（公示）
第二十五条の六十三 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第二十五条の五十の規定による届出があつたとき。

三 第二十五条の五十二の規定による許可をしたとき。

（公示）
第二十五条の六十四 次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の六十（第二十五条の六十八、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けないで検定業務の全部を廃止したとき。

三 第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（公示）
第二十五条の六十五 第二十五条の五十三第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（公示）
第二十五条の六十六 第二十五条の五十三第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（公示）
第二十五条の六十七 第二十五条の五十三第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二節 登録検査確認機関

(登録)

第二十五条の六十七

第六条ノ六の規定による登録は、同条の規定による検査及び確認を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第二十五条の六十八 前節(第二十五条の四十六)を除く。の規定は、第六条ノ六の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。

この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは、「別表第三」と、同項第三号中「船舶又は」とあるのは、「小型船舶又は」と、第二十五条の四十九第三項中「船舶又は物件が第六条ノ五第一項の規定により承認を受けた型式」とあるのは、「小型船舶が第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」と、同項及び同条第四項中「検定員」とあるのは、「検査確認員」と読み替えるものとする。

(登録)

第三節 船級協会

第二十五条の六十九 第八条の規定による登録は、同条の規定による検査を行おうとする者の申請により行う。

第二十五条の七十 第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四及び第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十四項の規定の準用に係る部分に限る。)を除く。)の規定は、第八条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは、「別表第四」と読み替えるものとする。

第二十五条の七十一 日本の船級協会の役員又は職員が、第八条の船舶についての第二条第一項各号に掲げる事項、満載喫水線又は無線電信等に関する検査(第八条の国土交通省令で定めるものを除く。)に関する、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(罰則)

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条の七十二 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(登録)

2 前項の罪を犯した者は、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(第四章 雜則)

第二十六条 本法及本法三基ク命令中船舶所有者二閑スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ之ヲ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ之ヲ船舶借入人ニ適用シ又船長ニ関スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ適用ス

(登録)

第二十七条 船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ条約ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

(登録)

第二十八条 危険物ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及気象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

(登録)

一 危険物ノ他ノ特殊貨物ノ収納、積附其ノ他ノ運送及貯蔵ニ関スル技術的基準

(登録)

二 前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査

(登録)

三 救命信号ノ使用方法其ノ他ノ危険及気象ノ通報ニ関スル事項

(登録)

四 前三号ノ外特殊貨物ノ運送及貯蔵並ニ船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項

(登録)

五 前項ノ国土交通省令ニハ必要ナル罰則ヲ設ケルコトヲ得

(登録)

六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四及び第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十四項の規定の準用に係る部分に限る。)を除く。)の規定は、第八条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは、「別表第四」と読み替えるものとする。

(登録)

第二十九条及第二十九条ノ二 削除

(登録)

第二十九条ノ三 前各条ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令(漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令)ヲ以テ之ヲ定ム

(登録)

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交

(登録)

通省令ニ依ル事務ニシテ証書ノ発給ニ関スルモノハ管海官庁又ハ次項ニ於テ準用スル第二十五

(登録)

条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会ガ国土

(登録)

交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

(登録)

前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタ

(登録)

ル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス

(登録)

此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一アルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定を行ふ場合において、船舶又は物件が第六条ノ五第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全に関する条約に關する証書の発給ト同項及同条第四項中検定員トアルハ証書発給員トス

(登録)

第一項第二号ノ検査ハ管海官庁又ハ第七項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受

(登録)

ケタル者(以下登録検査機関ト称ス)ガ国土交

(登録)

第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一号ノ検査ニ付テハ前章第一節

(登録)

テハ第十一項第一項中管海官庁トアルハ登録検査機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

(登録)

十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五

の上欄に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ表の下欄ト同項第二号イ及ロ中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改修、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵

第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改修、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵

アリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

(登録)

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第二十八条第一項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ付テその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

(登録)

機構ニ納付スベシ但シ國及独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第一項ニ規定スル独立行政法人ニシテ当該独立行政法人ノ業務ノ内容其ノ事情ヲ勘定シテ政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル)ニ於テ国土交通大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ手数料ニシテ機構ニ納付サレタルモノ

機構ノ収入トス

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第二十八条第一項第一項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ付テその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

(登録)

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第二十八条第一項第一項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ付テその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

(登録)

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第二十八条第一項第一項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ付テその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

(登録)

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第二十八条第一項第一項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ付テその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

(登録)

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第二十八条第一項第一項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ付テその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定

為二対シ不服アル者ハ国土交通大臣ニ対シ審査請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法第二十五条第二項及第三項、第四十六条第一項及第二項、第四十七条並ニ第四十九条第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ船級協会ノ上級行政庁ト看做ス

第二十九条ノ六 第六条ノ二乃至第六条ノ四ニ規定スル国土交通大臣ノ職權ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム）ニ委任スルコトヲ得

第二十九条ノ七 日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ左ニ掲グルモノニハ政令ヲ以テ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用ス

一 本法施行地ノ各港間又ハ湖川港湾ノミヲ航行スル船舶

二 日本船舶ヲ所有シ得ル者ノ借りタル船舶ニシテ本法施行地ト其ノ他ノ地トノ間ノ航行ニ従事スルモノ

三 前二号ノ外本法施行地ニ在ル船舶

第二十九条ノ八 本法ニ基キ政令又ハ国土交通省令若ハ国土交通省令・農林水産省令ヲ定メ又ハ改廢ゼントスルトキハ各政令又ハ国土交通省令若ハ国土交通省令・農林水産省令ニ於テ必要ナル経過措置（罰則ニ係ルモノヲ含ム）ヲ定ムルコトヲ得

附 則

第三十条 本法施行ノ期日ハ第二条第一項第十一号ニ閑スル規定、同条同項第十二号ニ閑スル規定並ニ他ノ一般規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一条 船舶検査法、船舶満載吃水線法、船舶無線電信施設法及明治六年第二百九十二号布告ハ前条ノ一般規定施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第三十二条 第一条第一項ノ規定ハ政令ヲ以テ定ムル總額數二十億未満ノ漁船ニハ當分ノ内之ヲ適用セズ

第三十二条ノ二 第四条第一項ノ規定ハ沿海区域ヲ航行区域トスル長サ十二メートル未満ノ船舶又ハ平水区域ヲ航行区域トスル船舶（旅客船ヲ除ク）、總額數二十億未満ノ漁船其ノ他之二類スル船舶ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノニハ當分ノ内之ヲ適用セズ

第三十三条 船舶満載吃水線法ニ依リ満載吃水線ノ標示ヲ要セザリシ船舶ニシテ本法ニ依リ其ノ標示ヲ要スルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ満載吃水線ニ閑スル検査ヲ受クル迄之ヲ標示セザルコトヲ得

第三十四条 本法施行前ニ生ジタル事項ニ付テハ
仍旧法ニ依ル但シ船級協会ノ認定其ノ他命令ヲ
以テ定ムル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第三十五条 船舶検査法ニ依リ船舶検査書若ハ
仮証書ヲ受有スル船舶又ハ之ヲ受有セズシテ航
行ノ用ニ供スル船舶ニハ左ノ各号ノ一ニ該当ス
ルニ至ル迄船舶検査、満載吃水線及無線電信施
設ニ関シ仍舊法ニ依ル
一 行航期間満了ノ為船舶検査法ニ依リ検査ヲ
受クベキトキ
二 船舶検査法ニ依リ船舶検査証書又ハ仮証書
ヲ受有セズシテ航行ノ用ニ供シ得ザルニ至リ
タルトキ
三 船舶滿載吃水線法ニ依リ満載吃水線ノ指定
ヲ受クベキトキ
第三十六条 前条ノ船舶同条各号ノ一二該當スル
ニ至リタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ
受クベシ
前項ノ検査ニ合格シタル船舶ニハ船舶検査証
書ヲ交付ス但シ其ノ有効期間ハ四年以内ニ於テ
管海官庁ノ定メタル期間トス
前項ノ有効期間ノ満了ハ第五条第一項ノ規定
ノ適用ニ付テハ之ヲ第十条ニ規定スル有効期間
ノ満了看做ス
第三十七条 他ノ法令中航路定限、遠洋航路、近
海航路、沿海航路又ハ平水航路トアルハ各之ヲ
航行区域、遠洋区域、近海区域、沿海区域又ハ
平水区域トス
附 則 (昭和一二年八月一四日法律第七
九号) 抄
第六十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ
定ム
附 則 (昭和二二年一一月一九日法律第
二一四号)
この法律は、昭和二十三年一月一日から、こ
れを施行する。
附 則 (昭和二五年五月二日法律第一三
一号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。
附 則 (昭和二七年六月一〇日法律第七
七八号)
この法律は、昭和二十七年十一月十九日から
施行する。
附 則 (昭和二八年七月二三日法律第七
四号) 抄

1 この法律中第十九条の二、第二十条の二、第三十条第三号、第三十条の三、第四十九条第一号及び第四十九条第二号の改正規定は、公布の日から施行し、その他の規定は、公布の日から九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一日法律第五一
一号）抄

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一
四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。この期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行つものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附見立成二年二月三日法行第
一六〇号) 抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

る日から施行する。

及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年一二月二二日法律第二二〇号）抄

(施行期日)
第一条 二の法律（第一条を除く。）は、平成十

三年一月六日から施行する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
(政令への委任)

施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 貝 金 月 三 年 十 月 四 日 漢 律 第 一
二 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

四号) 抄 附 則 (平成一四年五月三一日法律第五
別行日) とレシ、から別行。

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「处分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してもした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してもした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九六号) 抄
(施行期日)
行する。

(船舶安全法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の船舶安全法（以下この条及び附則第九条において「新船舶安全法」という。）第六条ノ四第一項の登録、第六条ノ五の登録、第八条の登録、第二十八条第五項の登録又は第二十九条ノ三第二項の登録を受けようとする者は、第一条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新船舶安全法第二十五条の五十一第一項（新船舶安全法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項又は第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検定業務規程その他の規程の認可の申請についても、同様とする。

2 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船舶安全法（以下この条及び附則第

九条において「旧船舶安全法」という。) 第六条ノ四第一項の指定、第六条ノ五第一項の認定、第八条第一項の認定、第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による新船舶安全法第十九条ノ三第二項の登録に相当する処分を受けている者は、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新船舶安全法第六条ノ四第一項の登録、第六条ノ五の登録、第八条の登録、第二十八条第五項の登録又は第二十九条ノ三第二項の登録を受けているものとみなす。

3 第一条の規定の施行前にされた旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による検定の申請又は旧船舶安全法第六条ノ五第一項の規定による検査及び確認の申請であつて、第一条の規定の施行の際、合格又は不合格の処分がなされないものについての処分については、なお従前の例による。

4 第一条の規定の施行前に旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定により指定検定機関がした検定(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る再検定及びその取消しの訴えについては、なお従前の例による。

5 第一条の規定の施行前に旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定により指定検定機関がした検定(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る再検定及びその取消しの訴えについては、なお従前の例による。

(処分・手続等の効力に関する経過措置)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分・手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分・手続その他の行為とみなす。(罰則の適用に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)
第十六条 附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。)
附 則 (平成一六年四月二一日法律第三
六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
七号) 抄
(施行期日)
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七
四号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。
附 則 (平成二四年九月二二日法律第八
九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第七条、第九条及び第二十二条の規定
二 公布の日
二 附則第四条及び第十八条の規定 平成二十二年十一月一日
(船舶安全法の一部改正に伴う経過措置)
第十八条 新船舶安全法第八条の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請をを行うことができる。新船舶安全法第二十五条の七十において準用する新船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。
第十九条 施行日前に開始された第二条の規定による改正前の船舶安全法第五条第一項第一号の規定

定期検査の結果施行日以後に新船舶安全法第十二条第一項の規定による船舶検査証書の交付を受けることができる船舶であって、同条第三項の国土交通省令で定める事由により従前の船舶検査証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該検査に係る船舶検査証書の交付を受けることができなかつたものに係る従前の船舶検査証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日後にしては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できまいこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え（提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。）による。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え（提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。）による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）のほか、この法律の施行に関する政令（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十九年五月三日法律第四三十号）抄
(施行期日)

（施行期日）
二 略
一 附則第八条の規定 公布の日
三 第二条、第五条及び第六条の規定並びに附則第十四条（登録免許税法別表第一第二百二十八号の改正規定を除く。）及び第十五条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為及び前条に定めるもののほか、この法律による改正後のそれまでの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)
（検討）

第八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めた場合において、この法律による改正後のそれまでの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）
抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

別表第一 (第二十五条の四十七関係)

一 尺法計測器具
二 ストップウォッチ
三 質量計
四 湿度計
五 温度計
六 気圧計
七 圧力計
八 マノメータ
九 流量計
十 比重計
十一 引張強度試験機
十二 曲げ破壊試験機
十三 硬度測定機
十四 分光分析器
十五 クロマトグラフ分析器
十六 回転計
十七 濃度計
十八 照度計
十九 電圧計
二十 電流計

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八)

別表第二	(第二十五条の四十七関係)	学歴
二十九	動力計	学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（以下「大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者
三十	音圧計	大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において船舶若しくは機械に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
三十一	船速計	短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法による高等学校若しくは中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において船舶若しくは機械に関する学科を修得して卒業した者
三十二	板厚計測装置	別表第三（第二十五条の六十八関係）
三十三	温度計	別表第四（第二十五条の七十関係）
三十四	圧力計	別表第一に掲げるるもの
三十五	回転計	マイクロ波尖頭電力計
三十六	フアイバースコープ	シンクロスコード
三十七	絶縁抵抗計	スペクトル分析器
三十八	音圧計	周波数計
三十九	船速計	高周波電力計
四十	板厚計測装置	二十二

四 五 六 七 八	衝擊試験装置 探傷装置 傾斜測定装置 動的釣合試験装置 ファイバースコープ	検査	別表第五（第二十八条関係）
一 二 三 四	危険物の収納、積付 けその他の運送及び貯蔵 に関する技術的基準への適合性の検査	一 二 三 四	機械器具その他の設備
一 二 三 四	危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他 の運送に関する技術的基準への適合性の検査	一 二 三 四	寸法計測器具 質量計 圧力計 放射線測定器
一 二 三 四	フロー・テープル法 運送許容水分値測定器 貫入法運送許容水 分値測定器	一 二 三 四	フロー・テープル法 運送許容水分値測定器 貫入法運送許容水 分値測定器
一 二 三 四	質量計	一 二 三 四	質量計

別表第六（第二十九条の三関係）
 一 タイプライター又はワードプロセッサ及び
 プリンタ